

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和5年度常陸大宮市都市計画審議会
- 2 開催日時 令和5年5月23日(火) 午後2時00分から
午後2時45分まで
- 3 開催場所 常陸大宮市役所 2階 201～203会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
飯田正博、内海理英子、熊澤貴之、佐藤浩之、萩谷正博、倉田稔之、柳岡隆、
君山浩一、野上光久、菊一勝則
 - (2) 執行機関
上久保豊、小舩修、田澤和明、久下沼誠央、蓮田未来
- 5 議題
 - 諮問第1号 大宮都市計画下水道(中富都市下水路)の変更(常陸大宮市決定)について
 - 諮問第2号 大宮都市計画下水道の変更(常陸大宮市決定)について
- 6 傍聴人の数(公開した場合に限る。) なし
- 7 発言の内容

【事務局】

本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、4月から新たに委員になられた方がおりますので、委員の皆様の紹介をさせていただきます。

〇〇様、〇〇様、〇〇様、〇〇様、〇〇様、〇〇様、〇〇様、〇〇様、〇〇様、〇〇様、
なお本日、都合により〇〇様、〇〇様、〇〇様、〇〇様、〇〇様が欠席になっております。

本日の会議でございますが、常陸大宮市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき、
2分の1以上、15名中10名の委員の皆様の出席がございましたので、本会議は成立ということ
でお伝え申し上げたいと思います。

それでは、開会のあいさつを〇〇会長代理にお願いいたします。

【会長代理】

ただいまから令和5年度常陸大宮市都市計画審議会を開会いたします。

【事務局】

会長よりごあいさつをいただきます。

【会長からあいさつ】

【事務局】

ありがとうございました。それでは、事務局より下水道事業の経過説明をさせていただきます。前にありますスクリーンが見にくい場合にはお手元の資料1をご覧ください。

本市が行っております公共下水道には、雨水整備と汚水整備がございます。まず、雨水整備につきましては、公共下水道に先行しまして都市下水路を2ヶ所整備しております。また、汚水整備につきましては、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の3本立てで処理を行っているところでございます。今日は主に公共下水道と都市下水路について説明させていただきます。

まず、雨水整備につきましては、浸水対策を目的として、昭和52年から中富都市下水路を、そして、昭和57年から小野都市下水路を整備いたしました。また、汚水整備につきましては、茨城県的那珂久慈流域下水道事業に伴い、平成2年に都市計画決定し、順次整備を進めております。令和4年度末の整備状況につきましては、認可取得区域594haのうち供用開始面積約514.9ha、普及率86.7%の進捗となっております。

雨水整備事業につきましては、令和3年度に雨水排水全体計画の見直しを行っており、令和4年度から公共下水道事業として都市計画決定を行うための作業を進めております。都市計画決定を行う区域としましては、全体計画約846haのうち、まずは常陸大宮駅を中心とした約213haを考えています。そのうち常陸大宮駅の西側にある行政機能やサービス機能が集まる中富排水区60.8haを初めに整備していく予定です。

ここからは図面にてそれぞれの区域を説明していきます。こちらが全体計画区域です。黒い線で囲まれた部分が約846haであり、雨水の全体計画と一致しています。続きまして、こちらの赤く囲われた部分が今回都市計画決定を行う区域約213haです。この区域は常陸大宮駅周辺整備に伴い雨水と汚水が加わる可能性がある範囲であり、進捗を見ながら順次範囲を拡大して整備をしていく予定です。

最後にこちらが事業計画区域60.8haです。赤い線が中富都市下水路を示しております。今後、事業認可の取得をしまして整備を開始していく予定です。

ここまでの前回1月23日に開催しました令和4年度都市計画審議会での説明内容になります。また、前回の審議会において、3点の質疑事項がございましたので、併せてご紹介いたします。まず1つめですが、中富都市下水路の廃止は手続き上の廃止なのか、とのご質問がございました。こちらにつきましては、手続き上の廃止であり、施設自体は修繕、改善等を加えながら継続して使用していきます。次に、都市計画決定を行う区域を全体計画の約846haではなく、中長期区域である約213haで決定するのはなぜか、とのご質問がございました。こちらにつきましては、常陸大宮駅を中心とした区域を先行して決定するためであり、順次区域を拡大していく予定でございます。最後に、環境負荷低減等のために雨水の利活用を検討しているか、とのご質問がございました。こちらにつきましては、今年度の詳細設計を行っていく中で検討してまいりたいと考えております。以上が前回の質疑事項となります。

なお、これからの説明の中で大宮都市計画下水道という名称がでてきますが、この名称が正式なものですので、どうぞよろしく願いいたします。

ここからは、今回の諮問に係る大宮都市計画下水道の変更につきまして、イメージ図を用いて説明いたします。現在、本市の下水道は雨水整備は都市下水路、汚水整備は公共下水道とそれぞれ都市計画決定されています。今回は2路線ある都市下水路のうち、雨水整備の区域内にある中富都市下水路を廃止し、公共下水道事業に移管する手続きを行います。

この中富都市下水路の廃止が諮問第1号 大宮都市計画下水道（中富都市下水路）の変更にて

あたります。なお、ここで言う廃止とは都市計画上の廃止、つまり名称の廃止であり、中富都市下水路の施設自体は存続されます。

続きまして、諮問第2号 大宮都市計画下水道の変更は、公共下水道に雨水を追加する内容であり、中富都市下水路の雨水機能の移管にあたります。なお、雨水排水の流下能力を向上させるため、公共下水道に移管する際に機能を拡充します。

次に都市計画の変更スケジュールについて説明します。はじめに、市が都市計画の素案を作成し、住民からの意見を反映させるため、地元説明会を開催しました。次に、公聴会を予定しておりましたが、公述申出者がいなかったため、公聴会は開催しておりません。その後、県との事前協議を行い、1月に令和4年度都市計画審議会を開催し、都市計画案の公告・縦覧を行い、本日が令和5年度都市計画審議会となっております。

地元説明会、公聴会、都市計画案の公告・縦覧につきまして、詳細に説明をさせていただきます。

まず、地元説明会につきましては、昨年12月26日に常陸大宮市役所にて説明会を開催し、7名の方にご参加いただきましたが、質問や意見等はございませんでした。

次に、法的手続きである公聴会と都市計画案の縦覧について説明します。

公聴会とは、都市計画法第16条第1項により、都市計画の案を作成しようとする場合、住民の意見を反映するため、公聴会の開催等の措置を講ずることとされております。住民が公開の場で意見陳述する機会を確保する趣旨ですが、令和5年1月30日から2月7日の申出期間に意見陳述をする申出者がいなかったため、公聴会は開催しておりません。

都市計画案の縦覧につきましては、都市計画法第17条第1項により、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめその旨を公告し、都市計画を決定しようとする理由書を添えて、公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならないとされています。都市計画案の内容を住民及び利害関係人に知ってもらうことを目的とし、同条第2項により、住民は都市計画案について意見書を提出することができると規定されております。意見書が提出された場合は、第19条第2項により意見書の要旨を本日の都市計画審議会に提出することとなっておりますが、先月4月11日から25日の縦覧期間に案の縦覧者および意見書の提出はありませんでした。

最後に今後のスケジュールですが、本日皆様に案の審議を行っていただき、皆様から了承を得られましたら県との本協議に進みます。説明は以上となります。

経過説明につきまして、ご質問等ございましたらよろしくお願い申し上げます。特にないようでしたら、本日お諮りいたします下水道の変更につきまして、諮問書を会長へお渡ししたいと思います。

【都市計画課長から諮問書の手渡し】

【事務局】

それでは、ここからの議事進行を会長をお願いいたします。

【会長】

それでは、議事に移らせていただきます。はじめに、会議後の議事録への署名を頂きたく議事録署名人を2名指名させていただきます。〇〇委員、〇〇委員、よろしくお願い申し上げます。

今回の案件については関連がありますので、諮問第1号 大宮都市計画下水道（中富都市下水路）の変更及び諮問第2号 大宮都市計画下水道の変更について、一括して事務局より説明

願います。

【事務局】

諮問第1号 大宮都市計画下水道（中富都市下水路）の変更と諮問第2号 大宮都市計画下水道の変更について、一括して説明させていただきます。内容についてはスライドを用いて説明いたしますが、資料2・3として都市計画図書の写しを配布しておりますので、併せてご覧ください。

諮問第1号が中富都市下水路の廃止、諮問第2号が公共下水道への雨水の追加です。これら都市計画下水道を変更する理由としましては、JR常陸大宮駅周辺整備にあたり、当該地区を中心とした排水区域を公共下水道（雨水）として新たに追加すること、それに伴い同地区内に位置する都市下水路を廃止することとなります。

それでは、諮問第1号 大宮都市計画下水道（中富都市下水路）の変更から説明いたします。中富都市下水路は市役所周辺に位置しており、排水区域約59ha、下水管渠として中富幹線約1,750mが昭和52年に都市計画決定されています。黄色で囲まれた範囲が排水区域です。上下に通っている黄色い線が中富幹線です。今回の都市計画変更はこれらを都市計画で廃止とするものです。繰り返しにはなりますが、施設自体は公共下水道に移管して使用するため、廃止はされません。

続きまして、諮問第2号 大宮都市計画下水道の変更について説明いたします。大宮地域の下水道事業は、合併前の平成2年に大宮町公共下水道として都市計画決定されました。なお、現在は合併して常陸大宮市となりましたが、周辺市町村との関連公共下水道として計画されているため、名称は大宮町公共下水道のままです。

大宮町公共下水道は平成22年にも都市計画変更がされており、現在は汚水の排水区域が約781ha、下水管渠として大宮汚水幹線、その他の施設として大宮汚水中継ポンプ場が位置付けられています。今回の都市計画変更は現在の内容に雨水の排水区域約213haを追加するものです。赤く囲まれた範囲が今回追加する雨水の排水区域です。この範囲に現在の中富都市下水路の排水区域が含まれています。補足になりますが、諮問第1号で説明しました中富幹線も施設としては公共下水道として存続することとなりますが、現在は小規模の下水管渠は都市計画決定する必要がないため、新たに追加はしないことを言い添えます。

説明は以上となります。

【会長】

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【A委員】

都市下水路を廃止して機能を拡充するとのことですが、機能拡充の意味を教えてください。

【会長】

機能拡充の具体的な意味について、事務局からもう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。お願いいたします。

【事務局】

機能拡充の詳細な内容についてご説明申し上げます。現在あります中富都市下水路の能力が不足していることから、機能の向上を図るため、ライニングまたは修繕、改善等を行いながら、流域と流速を確保しまして、スムーズに排水がなされるよう工事を進めてまいります。また、既存のエリアを拡大しまして、より広範囲に集水できますように雨水路を整備し

てまいります。

【会長】

ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。特にご質問、ご意見等ないということでしたので、お諮りさせていただこうと思います。

諮問第1号について、原案のとおり可決ということによろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

ありがとうございます。それでは異議なしと認めて原案のとおり決めます。

次に、諮問第2号について、原案のとおり可決ということによろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

ありがとうございます。それでは異議なしと認めて原案のとおり決めます。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

ご審議ありがとうございました。答申書作成のため、少しお時間をいただきたいと思えます。

【答申書作成後、各委員に答申書（案）配布】

【事務局】

ただいま皆様に答申書の案をお配りしております。内容をご確認いただきまして、よろしければ〇〇会長に捺印をいただきたいと思えます。

【答申書に押印】

【事務局】

皆様大変お待たせいたしました。準備が整いましたので、今回の諮問に対する答申を行いたいと思えます。審議会を代表いたしまして〇〇会長からお願いいたします。

【会長から市長へ答申書の手渡し】

【事務局】

ありがとうございました。ここで鈴木市長よりごあいさつ申し上げます。

【市長からあいさつ】

【事務局】

ありがとうございました。ここで、今後のスケジュールについて改めてご確認させていただきます。都市計画法第19条第3項の定めにより、この後、茨城県との本協議を実施してまいります。その後、6月中旬に都市計画決定をし、告示を予定しております。その後、実施設計等に取り掛かりまして、県との協議を重ねまして早期に工事に着手できるよう進めてまいりますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

それでは、閉会のあいさつを〇〇会長代理をお願いいたします。

【会長代理】

以上を持ちまして、令和5年度常陸大宮市都市計画審議会を閉会いたします。

【事務局】

皆様、ご協力ありがとうございました。